

教職員の人权問題に関する認識の深化と 人权教育に係る指導力の向上のために

■ 人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標の活用等について	P2
■ 人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標	P3、4
■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	P5
■ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	P6
■ 部落差別の解消の推進に関する法律	P7
■ 人権問題解決に向けた国及び県の動き	P8
■ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例	P9

はじめに

本県においては、2000(平成12)年に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2003(平成15)年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、本県の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として学校や地域など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめとする様々な偏見や差別が見られます。また、基本指針策定以降、国際化や情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化する一方で、個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むなど、人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、2018(平成30)年に基本指針の改定を行ったところです。

このような中、学校現場では教職員の世代交代が急速に進み、教職員自身の人権尊重の理念の理解と指導力の向上が喫緊の課題となっていることから、2016(平成28)年に「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」を実施しました。

意識調査の結果から、

- ① 教職員の人権に関する意識について、実際に児童生徒に指導を行う教職員としては十分とは言えない。
- ② 人権に関する意識や知識について、年齢層間において、差が見られる。
- ③ 人権問題について深く考える契機となったものとして、「職場の人権教育の取組」、「人権課題の解決に取り組む人との出会い」、「人権課題当事者との出会い」がある。

という実態や課題が明らかになりました。

この意識調査の結果、及び2018(平成30)年に示した「福岡県教職員育成指標」を踏まえ、教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき「資質・能力」を明らかにし、教職員研修の充実及び各学校等における人材育成等に活用することをねらいとして、「人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標」を策定しました。各学校において、人権教育に関する個々の教職員への指導・助言や教職員自身の実践の見直し等の参考とするなど、人権教育に係る指導力の向上のために活用してください。

また、県では、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されたことに鑑み、2019(平成31)年3月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を公布・施行し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に向け、基本理念を定め、県の責務を示しました。条例の全文を本パンフレットに掲載しておりますので、近年施行された人権に関する3つの法律の解説と併せて理解を深めていただき、これまで培われてきた同和教育の成果等を踏まえつつ、すべての人の基本的人権を尊重する教育の推進に努めるようお願いいたします。

2019(平成31)年3月
福岡県教育委員会

人権教育に係る 福岡県教職員指導力等達成目標の 活用等について

1 達成目標策定の目的

平成28年に実施した「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果から、教職員の人権問題に関する認識の深化と人権教育に係る指導力等の向上を図ることは喫緊の課題である。そこで、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、平成30年度に示した「福岡県教職員育成指標」を踏まえ、教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき「資質・能力」を明確にし、教職員研修の充実及び各学校等における人材育成等に活用することをねらいとし「達成目標」を策定した。

2 達成目標の考え方

- ・縦軸：教職員が身に付けるべき「資質・能力」
- ・横軸：経験年数等に応じた段階を示した「ステージ等」

	基礎・向上	充実・深化	発展①	発展②	発展③
素養					
実践	※それぞれのキャリアステージに応じた「資質・能力」を設定しており、経験年数等に応じた身に付けるべき指導力等の目標が見通せるものとしている。				

3 達成目標の活用目的と方法

<教職員>

- 自身の指導力等の分析や評価、実践の見直し等の指標として活用し、キャリアに応じた目標を設定し、必要な研修等を目的を持って主体的に受講する。
- 管理職が、学校運営方針や組織的に人材育成する目標として、個々の教職員の身に付けてほしい資質・能力に応じた研修等を勧めるなど、教職員の指導・助言に活用する。

人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標

ステージ		基礎・向上	充実・深化
職	教諭		
キーワード	基礎・基本	主体性・専門性	
資質・能力	教員として、人権教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する。		中堅教員として、主体的に組織運営に関わる。
教職としての素養	人権に関する知的的理解	<p>人権に関する法令や指針、通知等の意義や内容を理解できる。 教科書や人権教育学習教材等に記された人権教育に関する法令や用語等を説明できる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育の指導方法等の在り方に</div>	
教職の実践	人権教育の重要性についての理解	人権感覚	<p>人権にかかわりの深い特定職業従事者としての自覚をもち、児童生徒や保護者と接することができる。</p> <p>家庭訪問等を通して、個別の人権課題の当事者等の思いや願いを聴き、差別の現実や実態を理解することができる。</p>
		人権感覚	人権にかかわりの深い特定職業従事者としての自覚を深め、分掌主任・学年主任等として同僚へ助言できる。
	人権が尊重される学習活動づくり	授業構想	人権教育を通じて育てたい資質・能力について理解し、授業展開に位置付けることができる。
		授業展開	児童生徒の発達段階に配慮し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業展開ができる。
	人権が尊重される人間関係づくり	人権教育学習教材	教科等の授業において人権教育学習教材を活用することができる。
		授業評価と改善	児童生徒一人一人の生活背景や学習状況を把握し、適切な指導ができる。
	人権が尊重される環境づくり	児童生徒理解	家庭訪問等を通して、学級の児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を理解し、児童生徒一人一人を支援することができる。
		指導・支援	個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、保護者や校内組織と連携して、個に応じた指導ができる。
	人権が尊重される環境づくり	学校組織の理解と参画	学校の人権教育に関する目標・重点目標、学級経営及び教科経営の方針を理解し、人権教育推進の基本的視点を大切にして実践できる。
		自己啓発・人材育成	研修を通して、人権教育に関する基礎・基本を身に付けることができる。
		差別事象	学級・学年内外における人権侵害事象に気付き、児童生徒に対し、適切な対応ができる。
		保護者、地域等との連携	保護者、地域と積極的に関わり、連携・協働した対応ができる。

発展①	発展②	発展③
高度性・指導性	主幹教諭・指導教諭	副校長・教頭
(前期) ベテラン教員として、組織運営を活性化するとともに、教育に関する経験や学びを生かし、優れた実践を展開し、同僚性を發揮する。	主幹教諭・指導教諭として、教育や組織運営に関する専門的な資質・能力を身に付け、学校経営に参画するとともに、教職員に指導・助言を行う。	副校長・教頭として、校務運営に関する総合的な知見や資質・能力を發揮して、校長を補佐するとともに、教職員を適切に管理し、指導・助言を行う。
(後期) 磨かれた経験知をもとに、専門的で高度な実践を教育活動全般で展開し、指導性を發揮する。		

人権に関する法令や指針、通知等の意義や内容を教職員に指導できる。

人権に関する法令や指針、通知等の意義や内容を教職員に周知、徹底できる。

について[第三次とりまとめ]「福岡県人権教育・啓発基本指針」「福岡県人権教育推進プラン」等についての理解

人権にかかわりの深い特定職業従事者としての自覚を深め、自らの専門性を生かし、同僚と協働して学校運営にかかわることができる。	人権にかかわりの深い特定職業従事者のリーダーとしての自覚を深め、教職員に指導・助言ができる。	人権にかかわりの深い特定職業従事者としての崇高な使命について、全校的視座に立って指導・助言ができる。
---	--	--

通して、個別の人権課題の当事者等の思いや願いを聴き、差別の現実や実態を理解することができる。

人権教育に関する自校の教育課題を踏まえ、指導計画の立案に、指導性を發揮することができる。	人権教育に関する自校の教育課題を踏まえ、指導計画を立案し、教職員に指導・助言ができる。	「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、自校や地域の実態に応じた教育課程を編成できる。
児童生徒や地域の実態に応じ、同僚のモデルとなる高度な実践を展開することができる。	児童生徒や地域の実態に応じた授業展開を組織的に実践するための指導・助言ができる。	重点目標を具現化するために、カリキュラム・マネジメント及び授業展開への指導・助言ができる。
教科等の授業において人権教育学習教材の効果的な活用や手法について同僚に指導・助言できる。	人権教育学習教材を各教科の年間指導計画に位置付け、組織的に実践するための指導・助言ができる。	学校における人権教育推進上の課題を踏まえ、組織的に実践するための指導・助言ができる。
人権教育に関する自校の教育課題を踏まえ、適切な授業評価と授業改善を組織的に実践するために指導性を發揮することができる。	人権教育に関する自校の教育課題を踏まえ、適切な授業評価と授業改善を組織的・計画的に実践するためのカリキュラム・マネジメントができる。	授業改善の取組の評価と指導計画の改善を適切に行い、教育課程を管理することができる。
家庭訪問等を通して、児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を多面的に理解し、学校全体での支援を主導することができる。	児童生徒を取り巻く環境や発達の状況を多面的に理解し、理解の方法や内容について教職員に指導・助言ができる。	児童生徒を取り巻く環境や、社会的背景、発達の状況等を踏まえた児童生徒理解を促進できる。
個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、関係機関等と連携した学校全体の指導について、指導性を發揮することができる。	関係機関等と連携した学校全体の指導について、具体的なコーディネートができる。	関係機関等と連携する体制の整備と連携の推進ができる。
人権教育に関するプランの構築と具現化を主導し、職員に取組モデルを示すことができる。	連携、協働を大切にした、人権教育を基盤にした組織運営や教科経営を積極的に推進し、重点目標具現化に向けて、学校運営に参画することができる。	校務運営についてのビジョンの策定及びプランを構築し、学校の組織力向上に向けて、校長を補佐することができる。

人権教育の活動に関する企画立案や、各分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネートなどを担うことができる。

自己の役割を自覚し、校内研修で自己の経験や学びを生かして指導することができる。	自己の役割を自覚し、教育課程の機能化に向けて、教職員に指導・助言を行うとともに、校内研修を企画することができる。	自己の役割を自覚し、校務分掌組織の機能化に向けて、教職員の管理及び指導・助言を行うとともに、職能成長に向けたマネジメントができる。
学校全体を見通し、組織的で具体的な対応を主導し、助言することができる。	学校内における人権侵害事象から、学校組織としての教育課題を整理し、取組を推進することができる。	関係機関や団体等と連携し、教育課題の克服に向けた指導等を充実することができる。
保護者、地域、接続校、関係機関と経験を生かして関わり、信頼関係をもとに連携・協働した対応を主導することができる。	保護者、地域、接続校、関係機関との計画的な関わりをコーディネートできる。	保護者、地域、接続校、関係機関との連携・協働のネットワークの確立ができる。

学習資料

障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律 (以下「障害者差別解消法」)

【2016(平成28)年4月施行】

法制定の背景

- 2006(平成18)年に国連において、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約」が採択された。
- 2004(平成16)年と2011(平成23)年に改正された「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、制定された。

「障害者差別解消法」から

1

国連「障害者の権利に関する条約」 2006(平成18)年12月採抲、2008(平成20)年5月発効

障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約

“Nothing About Us Without Us”
(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)

「障害者基本法」改正 2011(平成23)年8月

第4条「差別の禁止」の規定の具体化

「障害者差別解消法」 2013(平成25)年6月公布

2014(平成26)年1月日本は「障害者権利条約」を批准(141番目の締結国)

4

差別と合理的配慮

◇不当な差別的取扱い◇

障がい者の権利利益を侵害

※「積極的改善措置」は不当な差別的取り扱いではない。

◇合理的配慮の提供◇

●障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている意の表明があった場合、過重負担でないときは必要かつ合理的配慮をしなければならない(行政機関は義務規定)

2

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013(平成25)年6月公布・2016(平成28)年4月施行)

第1条(目的)抜粋

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領(福岡県教育委員会)
- 学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン(福岡県教育委員会)

5

社会的障壁とは?

障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたもの

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障がいのある方への偏見など)

3

概要

- ①政府の基本方針(施策の基本的な事項、行政機関及び事業者が講すべき措置に関する基本的な事項)を定めたもの
- ②差別解消のための措置を示した
 - 「差別的取扱い」の禁止 ●合理的配慮不提供の禁止
 - 具体的な対応 ●実効性の確保
- ③差別解消のための支援措置を示した
 - 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備
 - 啓発活動 ●情報の収集、整理及び提供
 - 障がい者差別解消支援地域協議会の設置

6

福岡県障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する条例

(2017(平成29)年1月1日施行。ただし、県民への啓発等の規定は2017(平成29)年4月1日。)

- 何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。
- 障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制の整備
 - 事業分野ごとに合理的配慮の留意事項等を情報提供、行政や事業者による自主的・事前的な改善措置の努力義務
 - 人権的視点による防災・防犯、虐待防止への取組
 - その他(県の責務、職員の研修、県民への啓発等)

福岡県では、表記による誤解や偏見をなくしていく観点から、県施策の策定、実施において、「障害」の表記を「障がい」と改めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(以下「ヘイトスピーチ解消法」)

[2016(平成28)年6月施行]

法制定の背景

- 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めてきた。
- 2014(平成26)年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告された。
- ヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まってきた。

「ヘイトスピーチ解消法」から

1

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (2016(平成28)年6月施行)

(前文)要約

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、解消に向けた取組を推進する。

日本のヘイトスピーチへの対処についての、国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解(平成26年7月)、人種差別撤廃委員会同審査最終見解(同年8月)等

3

第6条(教育の充実等)・第7条(啓発活動等)

教育の充実等

第6条(教育の充実等)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

(要件)「適法に居住」「日本以外の出身者」

附帯決議(特段の配慮)

第2条が規定する以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること

2

概要

不当な差別的言動とは?

第2条(定義)要約

差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動すること

第3条(基本理念)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。



2015(平成27)年度の法務省委託調査研究事業「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」(2016(平成28)年3月)によれば、2012(平成24)年4月から2015(平成27)年9月までの間に、ヘイトスピーチを行っているとされた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1152件、そのうち福岡県では49件確認されています。

福岡県では、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るために啓発活動を推進しています。

ヘイトスピーチに関する参考資料(ウェブサイト等)

- 外務省ホームページ▶・「世界人権宣言」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」
- 法務省ホームページ▶・ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動
- 文部科学省ホームページ▶・外国人の人権尊重に関する実践事例

部落差別の解消の推進に関する法律

(以下「部落差別解消推進法」)

【2016(平成28)年12月施行】

法制定の背景

- 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題である。
- 今なお、同和問題に対する差別発言等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされたりするなどの事案が発生している。

「部落差別解消推進法」から

「部落差別解消推進法」のポイント

- ポイント1** 現在もなお、部落差別は存在するという国の認識とともに、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題であることが示された。(第1条)
- ポイント2** 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることの大切さが示された。(第2条)
- ポイント3** 国や地方公共団体の具体的施策として、相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る実態調査が掲げられた。(第4条、第5条、第6条)

部落差別の解消の推進に関する法律

(2016(平成28)年12月施行)

第1条(目的)抜粋

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別のない社会を実現する

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について(28教人第2267号通知)(平成29年2月28日福岡県教育委員会教育長)

差別落書きや同和地区に関する問い合わせ

- 家を建てようとする場所が同和地区であるかどうかを調べるために役所への問い合わせが継続的に確認されています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。
- インターネット上において、県内市町村の住所地を挙げ、そこが同和地区であることや、その住所地の出身者を誹謗・中傷するといった書き込みが継続的に確認されています。
- スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や差別を助長する等の有害な情報に児童・生徒が日常的に触れる機会等の問題がでてきています。



結婚・就職等の際の出身地等を理由とした差別

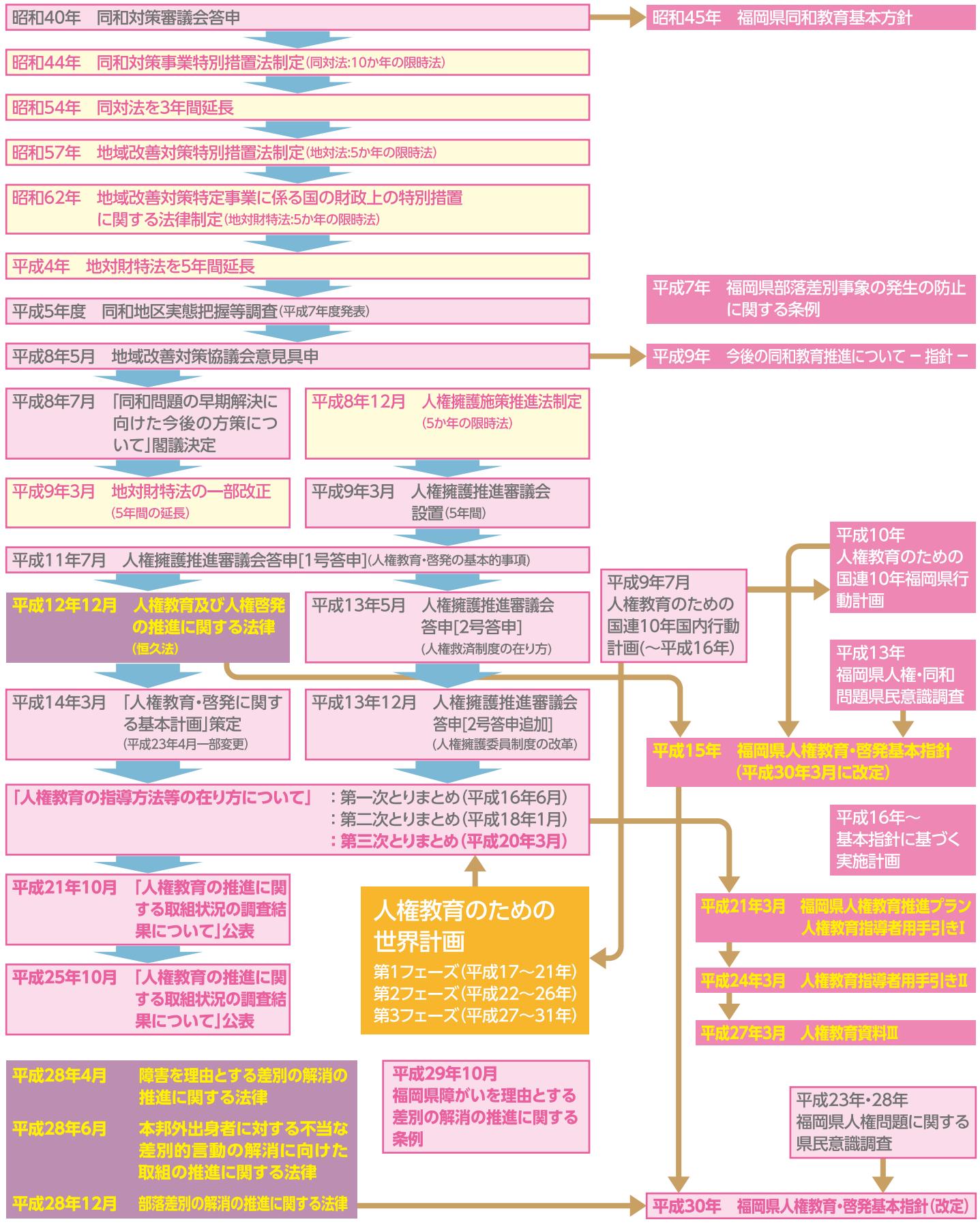
- 同和地区かどうかをこだわる親や親戚の反対により結婚が破談になる、企業が採用選考にあたって身元調査をするなどの差別事象が発生しています。

参考「人権・同和問題の解決に向けて」2013(平成25)年 (福岡県福祉労働部人権・同和対策局)

今なお差別事象が発生しています。こうした差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであるとともに、命に関わる問題であり決して許されるものではありません。

人権問題解決に向けた国及び県の動き

地域改善対策及び人権教育等の経緯



福岡県は、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を2019(平成31)年3月1日に公布・施行しました。この条例に示された責務に鑑み、今後もこれまで培われてきた同和教育の成果等を踏まえて、すべての人の基本的人権が尊重される教育実践につなげることが大切です。まずは読んでみましょう。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成三十一年福岡県条例第六号)

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聞くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由となることのない結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

（指導及び助言）

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（申出）

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

（規則への委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成七年福岡県条例第三十七号）の全部を改正する条例の制定について (提案理由)

現在もなお部落差別が存在すること及び情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号）が制定されたことに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするほか、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三章 雜 則

（解釈及び運用）

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。



平成31年3月 福岡県教育委員会

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092 - 643 - 3918
FAX : 092 - 643 - 3919

所属 :

氏名 :